建設業者監督処分簿

1　処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社勇工務店	代表者氏名	山本　効
主たる営業所の所在地	高知市大谷公園町 20 番１号		
許可番号	高知県知事許可 （特－５）第 733 号	許可を受けている建設業の種類	建、大、屋、鋼、内

2　処分に関する事項

処分年月日	令和８年 11 月 13 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第１項（同条第１項第２号該当）		
処分の内容 建設業法第 28 条第１項に基づく指示 １　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、次の事項について必要な措置を講じること。 (1)　建設業法に規定されている専任を要する工事の主任技術者や監理技術者が兼務とならないよう、技術者の適正な配置について業務運営の点検を行うとともに、社内の業務管理体制のより一層の整備及び強化を行うこと。 また、「管理技術者等の専任義務の合理化・営業所技術者等の職務の特例」を実施する場合については、兼任要件を遵守すること。 (2) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。 (3)　建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。 ２　前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実	営業所技術者の専任義務違反		
有限会社勇工務店が県に提出した書類の記載によると、建設業法第 26 条第３項及び建設業法施行令第 27 条により専任の主任技術者等の配置が義務付けられている民間発注の建築一式工事に、建設業法第７条第２号に規定される営業所技術者を主任技術者として配置していた。 このことは、建設業法第７条第２号及び第 26 条の５第２項に違反し、同法第 28 条第１項第２号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項	－		